平成２５年（フ）第１５１号
茨城県常総市坂手町534番地
債務者　落合千恵子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１５３号
茨城県古河市葛生1944番地
債務者　大山　桂司
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１６０号
茨城県結城郡八千代町大字八町15番地１
債務者　野口　広子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１６１号
茨城県坂東市小山1402番地１　アイワパレスＢ－３、前住所茨城県坂東市小山1635番地１
債務者　大山　知子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１６５号
茨城県坂東市内野山1344番地
債務者　張替　　武
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１６６号
茨城県下妻市下宮23番地
債務者　冨岡　真樹
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１６７号
茨城県坂東市岩井2230番地26
債務者　張替　広美（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１６９号
茨城県坂東市辺田288番地２
債務者　内田はるい
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７７号
茨城県結城市大字結城7119番地　うえのコーポ201号
債務者　須藤　好孝
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９７号
大津市美空町２番15―206号、前住所京都市中京区岩上通六角下る岩上町728番地レジオン四条堀川503号
債務者　九十九清彦
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８号
大津市美空町２番15―206号、前住所京都市中京区岩上通六角下る岩上町728番地レジオン四条堀川503号
債務者　九十九淳子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６０号
滋賀県草津市野村８丁目３番８号、前住所滋賀県守山市伊勢町374番地３　ジュエル伊勢105号
債務者　重田　　敏
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
滋賀県草津市青地町700番地１　エメラルドマンション草津Ⅰ棟205号
債務者　荘野　昌子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９５号
大津市蓮池町２番10―406号
債務者　上田早加恵（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４６号
兵庫県姫路市広畑区清水町１丁目５番地１パセオ広畑１―102号室
債務者　川崎　政人
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０６号
兵庫県姫路市下手野６丁目７番13号
債務者　安本大介こと　安　　大介
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０７号
兵庫県姫路市下手野６丁目７番13号
債務者　安本　基恵
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２４４号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北３丁目179番地34
債務者　岡前　龍二
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部